

岡山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会会議録

日 時： 令和元年7月11日（木） 午前10時25分～午前11時00分
場 所： 岡山県市町村振興センター 3階 岡山県後期高齢者医療広域連合事務所内会議室
出席委員： 福重 さと子 ・ 佐々木 正有 ・ 小西 洋史
出席事務局職員： 大武事務局長・総務課 友杉課長 原田主査 上野副主査

1 開会

- 事務局長挨拶
- 委員自己紹介
- 事務局職員自己紹介

2 岡山県後期高齢者医療広域連合の情報公開・個人情報保護審査会の概要について

- 事務局より審査会組織の概要、開示事務の流れについて説明

【会長】

事務局より説明がありましたが、何かご意見等はございますか。

【委員】

さきほどの説明でこれまでに審査請求はないとのことですが、自己情報の開示請求などはありますか。

【事務局】

自己情報の開示請求は例年あります。のちほど昨年度の運用状況について説明をさせていただきます。

【委員】

岡山県の広域連合ではこれまでに審査請求はなかったということですが、他の広域連合で審査請求の事例はありますか。

【事務局】

他の広域連合においてもほとんど審査請求の事例はないと聞いております。

後期高齢者医療制度の資格や賦課、給付といった事務に係る審査請求は、岡山県の医療審査会において審査請求や不服申立てを受けることとなります。それ以外の開示請求に係る審査請求を広域連合で受けることとなります。

【委員】

広域連合で審査請求の事例はなくても制度上は審査会を設けておかななくてはならないとうことですね。

【事務局】

はい、そのとおりです。

【会長】

その他にご意見等はございますか。

(質問等なし)

3 岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例・個人情報保護条例の運用状況について

○事務局より平成30年度における岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例・個人情報保護条例の運用状況について説明。

【会長】

事務局より説明がありましたが、何かご意見等はございますか。

【委員】

個人情報取扱事務の届出内容は具体的にはどのようなものになるのでしょうか。

【事務局】

具体的な内容としましては、広域連合長の実施機関ですと、陳情、請願、苦情処理等、被保険者の資格管理、保険料に関する事務などになります。

【委員】

自己情報の開示請求とは具体的に内容はどのようなものなのか、差支えのない範囲でよいが教えていただきたい。

【事務局】

自己情報の開示請求についてはすべてレセプトの開示請求となっています。

【委員】

選挙管理委員会の区分においてもレセプトの開示請求があるのでしょうか。

【事務局】

レセプトの開示請求に関して実施機関は広域連合長のみとなります。

【委員】

個人情報取扱事務の届出について再度教えていただきたい。

【事務局】

個人情報取扱事務の届出につきましては、事務処理をしていく上で個人情報の取り扱いがあると想定されるものを広域連合長あて届出しているというものです。さきほど申し上げました陳情や請願といった事務においても氏名等を取り扱うことがあるため個人情報取扱事務として届出をしているものです。

【会長】

岡山市では、アンケートの実施など事務処理ごとに届出を行い、事務終了後には廃止の手続きをとっています。新しい事務が発生するごとに届出を行っていると思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

当広域連合では、現在届出を行っている事務、例えば保険料に関することや医療給付に関することといった大きなカテゴリにおきまして届出をしており、その中で対応しているという認識でおります。そのため都度の届出は行っていないのが現状です。

【会長】

新規の時と廃止の時には、届出が必要になるということですね。

【事務局】

はい、そのとおりです。

【会長】

届出内容の一覧をいただくと助かるのですが。

【事務局】

(個人情報取扱事務届出目録を配布)

【委員】

個人情報取扱事務の届出というのは、広域連合が行う事務が個人情報に関わるものなので、届出をしますよというものだという事ですね。届出も必要で、廃止の届出も必要になるのですね。

【事務局】

はい、例えばパブリックコメントのような臨時的な事務の届出を行ってれば、廃止の届出を行う必要も出てくると思います。

【委員】

目録に記載のある事務はすべて届出をしておかなければいけない事務だという事ですね。

【事務局】

はい、そのとおりです。

【委員】

平成19年8月1日との記載があるが、その時からずっと継続してあるということですね。だから例年変わりがないんですね。

【事務局】

はい、そのまま継続を続けています。

【会長】

その他ご意見等はございますか。

(質問等なし)

4 その他

【会長】

その他で何かご質問等はございますか。

【委員】

さきほどの自己情報の開示請求で不開示や取下げはなかったようですが、変わったというか、おかしな請求等はなかったんでしょうか。

【事務局】

昨年度におきましては、特にございませんでした。
ただし、亡くなった際の医師の処方について不信感を抱いて、裁判のため第三者からのレセプトの

開示請求があった場合など慎重に対応していくべき場合もありうると考えております。

【委員】

開示請求に関して、いわゆるクレーマーのような人はいないのでしょうか。

【事務局】

情報公開や開示請求に関して現在、そういった方はおられません。

【委員】

情報公開・個人情報保護の運用状況はどこかに提出等されるのでしょうか。

【事務局】

情報公開・個人情報保護の運用状況は、告示を行い、当広域連合のホームページへも掲載いたします。告示をさせていただいた後には、告示番号の入った文書を委員の皆様へ送付させていただきます。

【会長】

他になにかご意見やご質問はありますか。

(質問等なし)

【会長】

それでは事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局】

○報酬・費用弁償等について説明

【会長】

では、これで情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。お疲れさまでした。

岡山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 会 長 福重 さと子

岡山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 副会長 佐々木 正有

岡山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 委 員 小西 洋史